

【未定稿】
(R2. 11. 12)

資料 3



【山形県自転車活用推進計画における具体の取組み】

山形県自転車ネットワーク計画（原案）

令和3（2021）年 ○月

山 形 県

目 次

I. 総論	1
1. 山形県自転車ネットワーク計画の位置付け	1
2. 目的	1
3. 計画の対象区域	1
4. 計画期間	2
5. 山形県における自転車ネットワーク計画策定の役割分担	2
II. 広域的なサイクリングモデルルートの設定	3
1. 基本コンセプト	3
2. 広域的なサイクリングモデルルートのイメージ	3
3. ルート設定の手順	4
4. ルート設定	9
III. 自転車通行空間の整備方針	13
1. 自転車通行空間の整備形態の種類	13
2. 自転車通行空間の整備形態の選定	13
3. 自転車通行空間の設計の基本的な考え方	17
4. ルートにおける整備事例	19
IV. ルートにおける案内看板、路面標示等案内施設の整備及び管理方針	20
1. ルート案内看板の整備方針	21
2. 路面標示（矢羽根）の整備方針	23
3. 案内看板及び路面標示（矢羽根）の設置イメージ	24
4. 自転車の安全な通行に配慮した道路管理	24
V. サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進方針	25
1. サイクルツーリズムに関する取組み状況	25
2. サイクリストの受入環境の整備	25
3. 本県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報発信	26
4. 観光立県の推進方針	27
VI. 山形県自転車ネットワーク計画（位置図、路線一覧）	28

【参考資料】

1. 総論



1. 山形県自転車ネットワーク計画の位置付け

山形県自転車ネットワーク計画は、山形県自転車活用推進計画に掲げた目標1、2、3の具体的な取組みで、複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な観光地等を結ぶ自転車通行空間をサイクリングモデルルートとして設定するほか、このルートの整備や管理の方針、サイクルツーリズムの推進に関する受入環境の整備方針等を定めた計画です。策定後は山形県自転車活用推進計画の一部に位置付けます。

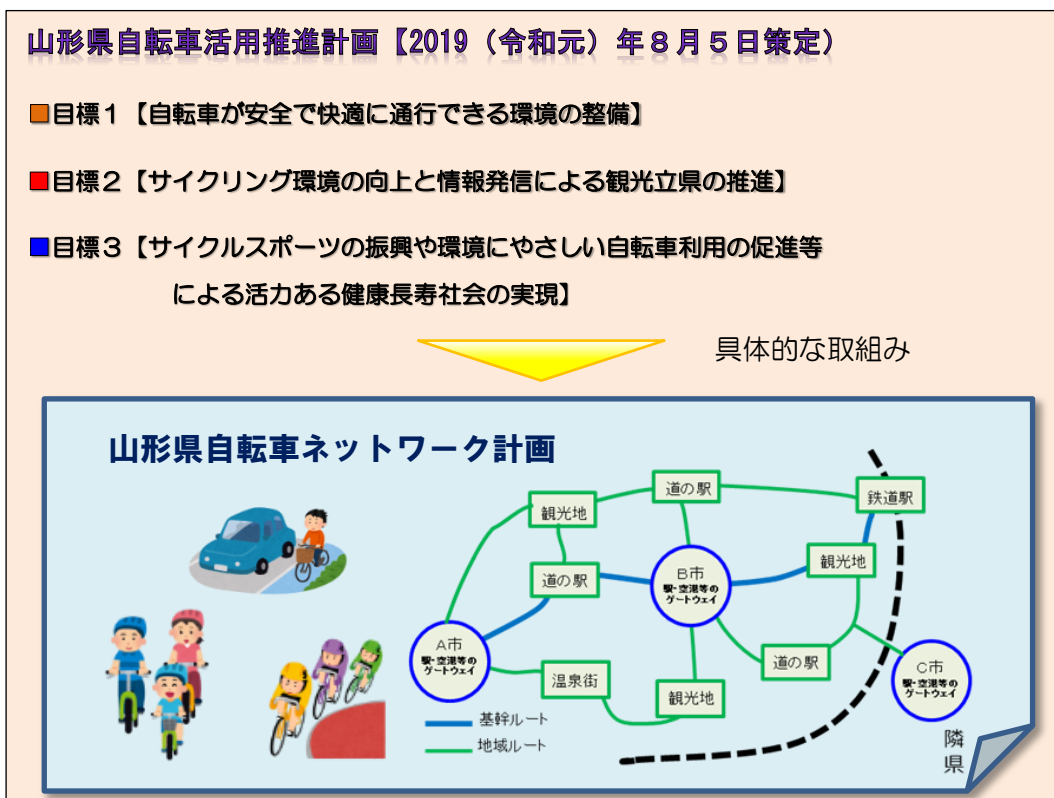


図 1-1 山形県自転車ネットワーク計画の位置付け

2. 目的

県民や県外から訪れる観光客等の自転車利用を促進するため、市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な観光地等を結び安全で快適な自転車通行空間を創出する広域的な自転車ネットワークを構成するサイクリングモデルルート（以下、「広域的なサイクリングモデルルート」という。）を設定し、その整備方針やサイクリストの受入環境の整備方針等を定めます。

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、山形県全域とします。

4. 計画期間

本計画の期間は、2019（令和元）年8月に策定した山形県自転車活用推進計画と同じく、長期的な展望を視野に入れつつ、2021（令和3）年度までとします。

5. 山形県における自転車ネットワーク計画策定の役割分担

自転車ネットワーク計画は、県、市町村それぞれ策定可能ですが、山形県の考え方として、以下のターゲットと役割分担を想定しています。

【<ターゲット>（山形県の考え方）】



県版自転車ネットワーク計画 （広域ネットワーク）	市町村版自転車ネットワーク計画
<p>県内外や国内外のサイクリスト・観光客等を主なターゲットとして、県内の複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な出発地と観光地等を結ぶ広域的な自転車利用</p> 	<p>生活に密着した通勤・通学・買物等での利用のほか、市街地やその周辺の観光地を周遊するなどの比較的短距離の自転車利用</p> 

図 1-2 山形県における自転車ネットワーク計画策定の役割分担（想定）

II. 広域的なサイクリングモデルルートの設定



1. 基本コンセプト

山形県は、置賜地域、村山地域、最上地域を経て庄内地域と、県内の4地域すべてを貫流する最上川を中心に栄えてきました。

西吾妻山を源流として日本海へと至る最上川沿いでは、山形県を代表する各地域の美しい景観、歴史や文化、そしておいしい食べ物を、四季折々に楽しむことができます。

かつては舟で下った最上川沿いを基本として、県内外のサイクリストに自転車で各地を巡っていただき、季節ごとに移り替わる景色、各地のおいしい食べ物を堪能していただくため、最上川に沿って県内4地域を縦断する基幹ルートを設定します。

また、県内には、最上川から離れた場所にも、優れた地域性を有し、来訪ニーズの高い観光地等があるため、基幹ルートとそれらを繋ぐための地域ルートも一体として設定します。



図 2-1 基本コンセプト

2. 広域的なサイクリングモデルルートのイメージ

広域的なサイクリングモデルルートは、複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、県内4圏域それぞれのゲートウェイとなる出発地や主要な観光地等の目的地を最短で安全に結ぶルートで、「基幹ルート」と「地域ルート」の2種類で構成します。



図 2-2 広域的なサイクリングモデルルートのイメージ

3. ルート設定の手順

(1) 基本的な考え方

複数市町村を跨ぐ広域的なサイクリングを想定した出発地と目的地を設定し、次に、それらを安全で快適に結ぶ自転車ネットワークを構成するルートを広域的なサイクリングモデルルートとして設定します。

(2) 出発地と目的地の設定

出発地と目的地は、以下の考え方にに基づき、既存の統計やサイクリスト等への聞き取り等に基づき設定します。

- ◆出発地：サイクリングの起終点として、県内外から来訪する際の玄関口（ゲートウェイ）となる地点で、各地域の主要な鉄道駅や空港、道の駅等

- ◆目的地：各地域特有の魅力を有する場所（温泉街、名所・旧跡観光地等）、各地域を代表する食が楽しめる場所等から、特に来訪ニーズの高い場所を設定

(3) 出発地の設定

出発地として、サイクリングの起終点として、県内外から来訪する際の玄関口となる地点で、各地域の主要な鉄道駅、空港、道の駅等を設定します。

①鉄道駅

1日平均の乗車人員数（定期外）が県内4圏域で最大の駅及び隣県とのアクセス性が特に高い駅を設定します。

駅名	路線名	乗車人員数 (人/日)	選定理由
山形	奥羽本線、仙山線、左沢線	4,634	村山地域最大
米沢	奥羽本線、米坂線	1,155	置賜地域最大、隣県アクセス
新庄	奥羽本線、陸羽西線、陸羽東線	673	最上地域最大
鶴岡	羽越本線	486	庄内地域最大
酒田	羽越本線、陸羽西線	475	
山寺	仙山線	325	隣県アクセス ※県内屈指の観光地で、国際定期便を有する仙台空港からのアクセス性が特に高い

出典：JR 東日本 HP（2019年度駅別乗車人員等のデータ：定期外）

②空港

県内2箇所の空港を設定します。
山形空港、庄内空港

③道の駅

年間の観光者数が概ね50万人以上の道の駅及び隣県とのアクセス性が特に高い道の駅を設定します。

道の駅	市町村	R1 延べ観光者数()は H30
鳥海(ふらっと)	遊佐町	2,137.8(2,216.2)
米沢	米沢市	2,035.3(1,701.0)
寒河江(フェリーランド)	寒河江市	1,008.8(1,097.1)
川のみなと長井	長井市	501.7(491.2)
あつみ(しゃりん)	鶴岡市	隣県アクセス(新潟県からのアクセス性が高い)
白い森おぐに	小国町	隣県アクセス(新潟県からのアクセス性が高い)

出典：令和元年度山形県観光者数調査

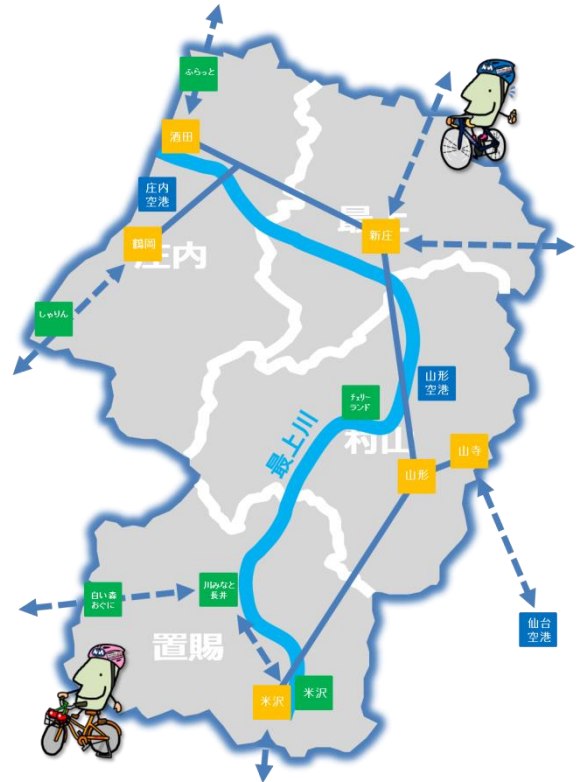


図 2-3 出発地の設定

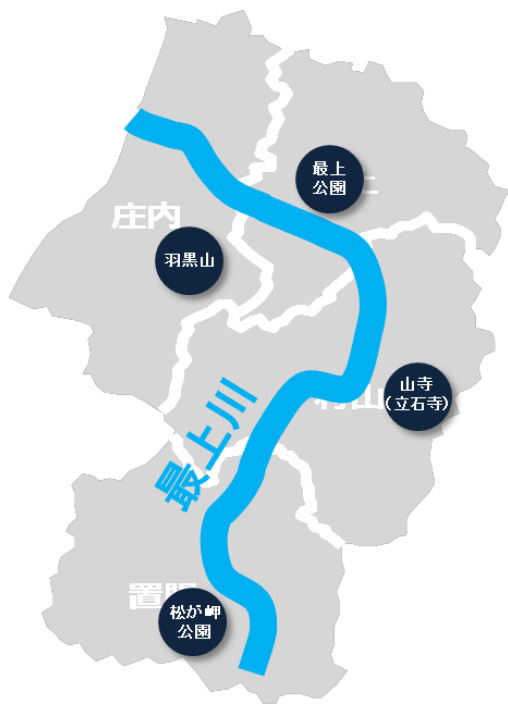
(4) 目的地の設定

目的地として、来訪ニーズの高く（観光者数が県内や各地域で上位）、サイクリングイベントの起点になるなど、各地域を代表する温泉街や観光地等を設定します。



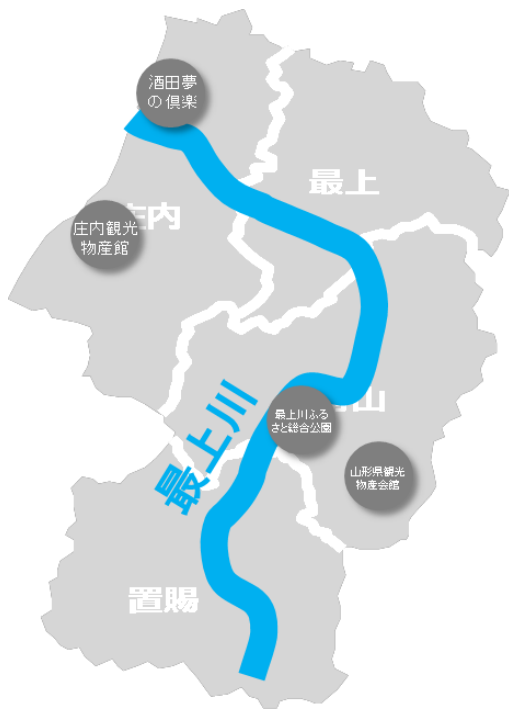
温泉街	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
蔵王温泉	山形市(村山)	799.5 千人 ※県内第1位
天童温泉	天童市(村山)	634.6 千人 ※県内第2位
上山温泉	上山市(村山)	610.0 千人 ※県内第3位
湯野浜温泉	鶴岡市(庄内)	413.6 千人 ※県内第6位 (庄内地域最大)
赤湯温泉	南陽市(置賜)	304.9 千人 (置賜地域最大)
瀬見温泉	最上町(最上)	5 万人～10 万人 (最上地域最大)
肘折温泉	大蔵村(最上)	5 万人～10 万人 (最上地域最大)

②名所・旧跡観光地



名所・旧跡観光地	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
松岬公園 (米沢城址) (上杉神社)	米沢市(置賜)	1,081.6 千人 ※県内第1位
山寺 (立石寺)	山形市(村山)	760.2 千人 ※県内第2位
羽黒山	鶴岡市(庄内)	716.3 千人 ※県内第3位
最上公園	新庄市(最上)	494.5 千人 ※県内第4位

③その他の観光地



その他の観光地	市町村名（地域）	R1 延べ観光者数
庄内観光物産館	鶴岡市(庄内)	964.1 千人 ※県内第1位
酒田夢の倶楽 (山居倉庫)	酒田市(庄内)	810.4 千人 ※県内第2位
山形県観光物産会館	山形市(村山)	715.3 千人 ※県内第3位
最上川ふるさと 総合公園	寒河江市(村山)	632.2 千人 ※県内第4位

4. ルート設定

(1) ルートの種別

①基幹ルート

最上川の流れに沿って、できる限り最上川に近い出発地と目的地を結び、県内4地域を縦断する骨格となるルートとします。

②地域ルート

初級者から上級者までの多様なニーズ(趣向や日程、費用など)と状況(季節や気候、体力や健康状態など)にこたえるため、各圏域を代表する出発地と観光地を、あるいは各地域にある観光地との間を自転車で安全に走行出来るルートをネットワークとして結びます。

安全に走行できるだけでなく、ルートそのものが魅力的なサイクリングコースとなるよう、できるだけ景観や休憩施設、観光地へのアクセス性等を考慮し、ラウンド型で結びます。

◆ 地域ルートの種類

- ・基幹ルートから離れた各地域を代表する目的地をラウンド型※で結ぶルート(※単純往復ではなく周回できるルート)
- ・隣県や基幹ルートから離れた出発地へのアクセスルート
- ・基幹ルートと地域ルートを連絡するルート
- ・基幹ルートを補完するルート
- ・県内の自転車道(3路線)

(2) 対象路線

①基幹ルート

基幹ルートは、直轄国道及び県管理道路(補助国道、県道)を原則とします。

②地域ルート

地域ルートは、直轄国道及び県管理道路(補助国道、県道)に加え、市町村道、河川管理用通路、林道等についても、管理者の了解を得られた場合は対象とします。

(3) 設定の留意点

ルート設定上において、以下の各項目について留意する。

- ・現状及び将来計画等を踏まえ、道路幅員や交通量等を勘案し、より安全性の高いルートを選定します。
- ・交差点や信号機が少ないなど、連続走行が可能かを考慮します。

- ・ 基幹ルートは、可能な限り初心者でも走りやすい距離や勾配、休憩施設等の配置を考慮します。
- ・ 地域ルートは、可能な限り初心者でも走りやすいルートを原則としつつ、山岳道路など上級者を想定したルートについても検討します。
- ・ サイクリングイベントのコースや市町村等推奨ルート等を活用します。
- ・ 目的地（観光地等）や沿線の受入環境、今後の取組み方針等を勘案します。
- ・ 鉄道やバス、舟下り等、代替え交通を考慮します。

(4) 設定の結果

広域的なサイクリングモデルルート【ルートイメージ図】



図 2-4 基幹ルート

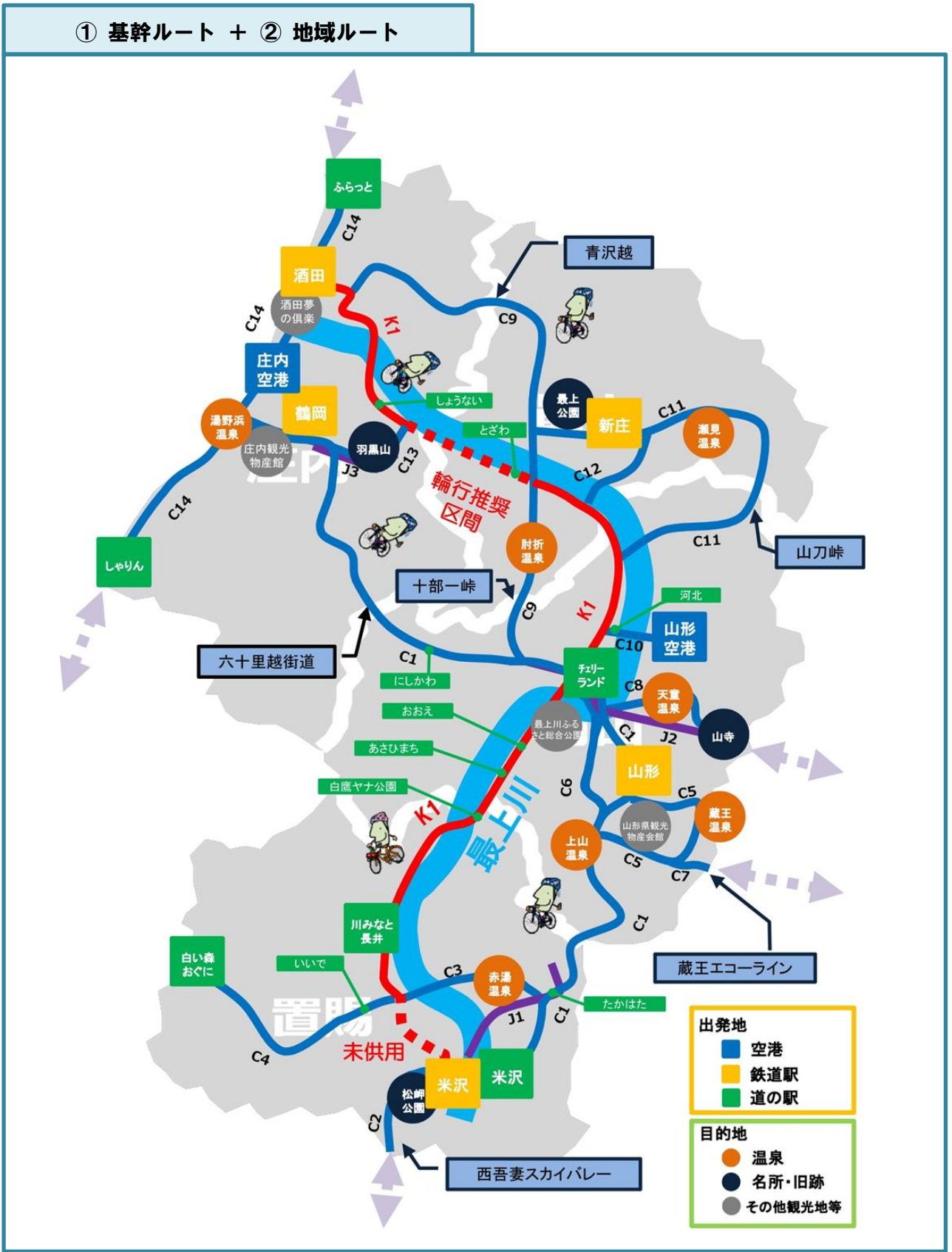


図 2-5 基幹ルート + 地域ルート

III. 自転車通行空間の整備方針



1. 自転車通行空間の整備形態の種類

自転車通行空間の整備形態は、「道路構造令」及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7/国土交通省・警察庁)において、自動車及び自転車・歩行者の交通量が多い場合等で、安全かつ円滑な交通を確保する必要がある場合は、自転車道又は自転車通行帯を設けることとされています。

	構造的な分離	視覚的な分離	混在通行とする道路
	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在(路面標示)
完成形態	<p>自転車道の幅員は W=2.0m以上 ※やむを得ない場合は1.5m以上</p>	<p>自転車専用通行帯の幅員は W=1.5m以上※やむを得ない場合は1.0m以上</p>	<p>車道混在型における路肩幅員は W=1.0m以上</p>
暫定形態	<p>自転車道が整備できない場合、暫定形態を検討する。暫定形態については、確保が可能な幅員や安全性の等を考慮し、自転車専用通行帯、又は車道混在型として整備する。</p> <p>【自転車専用通行帯】</p> <p>【車道混在】 ピクトグラム等を設置</p>	<p>自転車専用通行帯が整備出来ない場合は、車道混在型として整備する。</p> <p>【車道混在】 ピクトグラム等を設置</p>	
整備形態選定の主な目安	<p>自動車、自転車、歩行者の交通量が多い 設計速度60km/h以上の道路 ※第3種第4級及び5級、第4種第3級の道路(除く) ※交通量が多いとは、自動車(4,000台/日以上)、 自転車(500台/日以上)、歩行者(500人/日以上)</p>	<p>左記を除く自動車、自転車、歩行者の交通量が多い第3種又は第4種の道路</p>	<p>左記以外</p>

図 3-1 自転車通行空間の整備形態の種類

2. 自転車通行空間の整備形態の選定

ネットワーク計画路線上で道路改良等(道路幅員を拡げるための用地買収を伴う事業を想定)を行う場合の自転車通行空間の整備形態及び構造は、「道路構造令」及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7/国土交通省・警察庁)に基づき、現況及び将来の自動車・自転車・歩行者の利用状況、地形の状況等を総合的に勘案し、各道路管理者が決定することを基本とします。

なお、道路改良等を当面行わない場合は、必要に応じて車道幅員の再配分を検討したうえで車道混在を採用します。

【整備形態選定における基本的留意事項】

- ・ ネットワーク計画路線については、今後、県内外、国内外に向けてサイクリングモデルルートとして情報発信し、利用の促進を図ることを目的としているため、将来の自転車交通量が増加することが予想されます。

このため、ネットワーク計画路線においては、現況自転車及び歩行者交通量が少ない(自転車交通量が500台/日未満、歩行者通行量が500人/日未満)場合であっても、通勤・通学路として利用されているなど、自転車・歩行者

の利用が比較的多い道路の場合は、自転車道又は自転車専用通行帯の選定を基本とします。【図 3-2, 図 3-4 参照】

- 自転車道及び自転車専用通行帯を整備する場合は、県内全域が豪雪地帯であり、冬期間は雪が路肩に堆雪するため自転車の通行空間として通年で管理することが困難な本県の自然環境を考慮し、暫定形態による車道混在型（外側線の外側に 1.5m（やむを得ない場合 1.0m）以上確保すること）の整備を基本とします。【図 3-3, 図 3-5 参照】

ただし、自転車ネットワーク形成の初期段階や区間概成段階において、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に 1.5m（やむを得ない場合 1.0m）以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならぬ場合にはこの限りではありません。（マニュアルⅡ-23 より抜粋）

なお、融雪施設の整備等により通年で安全な自転車の通行空間を整備する必要がある場合は、完成形態により整備することとします。

- 自転車道又は自転車専用通行帯（暫定形態を含む）を整備しない場合は、道路構造令上必要な車道幅員及び一次堆雪幅等を考慮した路肩（縮小規程を用いないことを基本とします）を確保したうえで、車道混在型（外側線の外側に 1.5m（やむを得ない場合 1.0m）以上確保すること）で整備することを基本とします。【図 3-6 参照】

ただし、自転車ネットワーク形成の初期段階や区間概成段階において、道路空間再配分等を行っても、外側線の外側に 1.5m（やむを得ない場合 1.0m）以上確保することが当面困難であり、かつ車道を通行する自転車の安全性を速やかに向上させなければならぬ場合にはこの限りではありません。

(1) 自転車道について

① 自転車道の選定

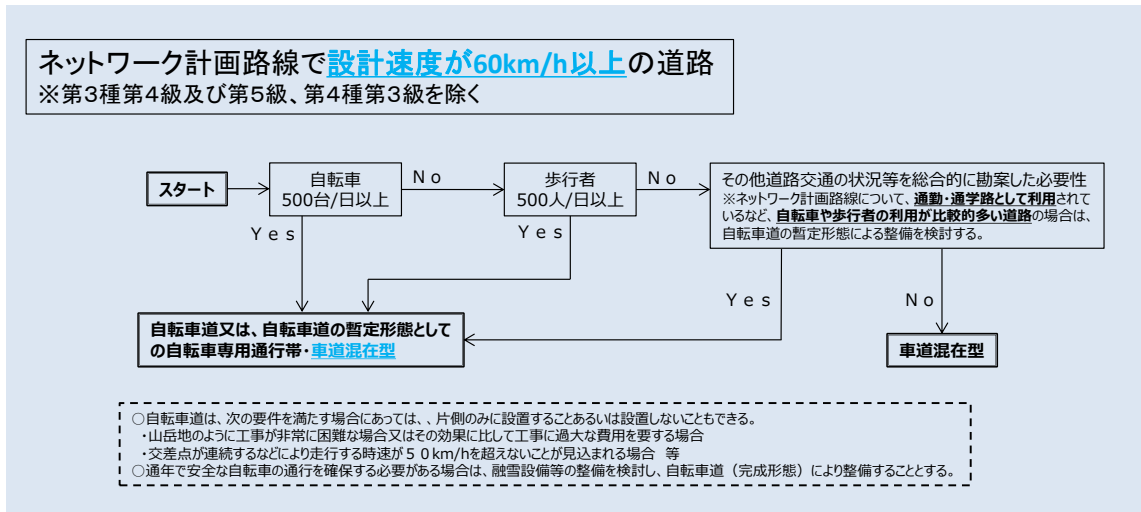


図 3-2 自転車道の選定

② 自転車道（暫定形態）の整備方針

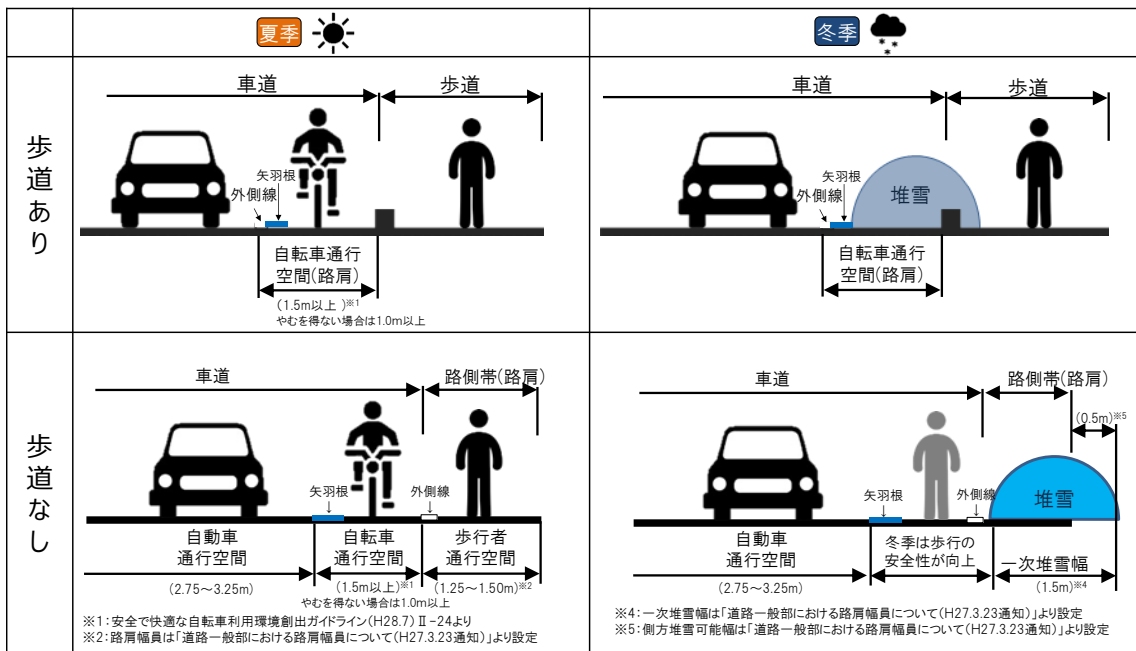


図 3-3 自転車道（暫定形態）の整備方針

(2) 自転車専用通行帯について

① 自転車専用通行帯の選定

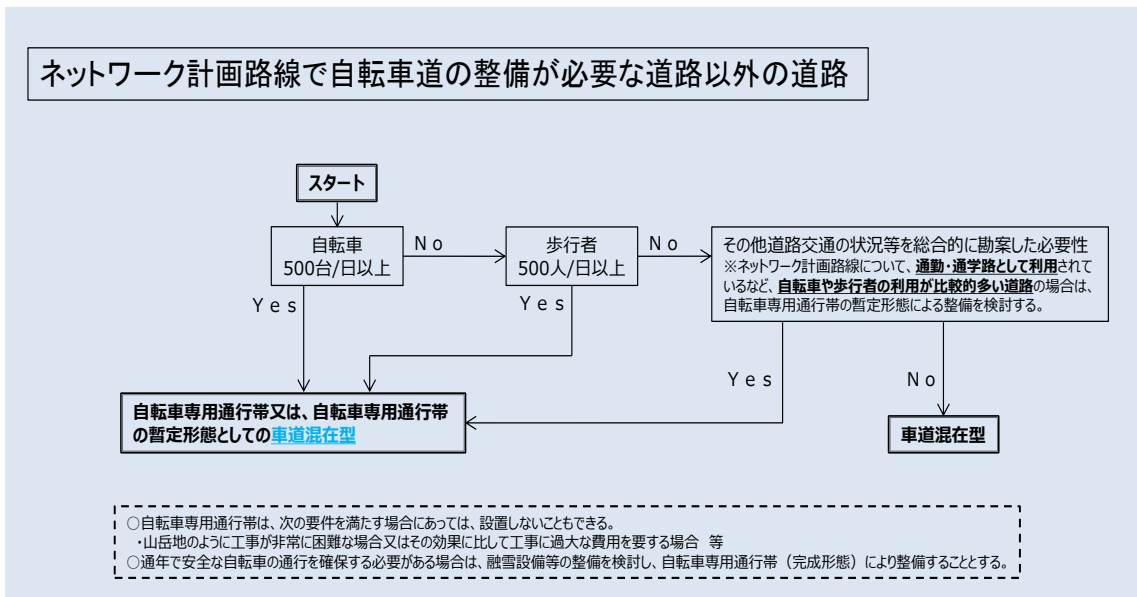


図 3-4 自転車専用通行帯の選定

② 自転車専用通行帯（暫定形態）の整備方針

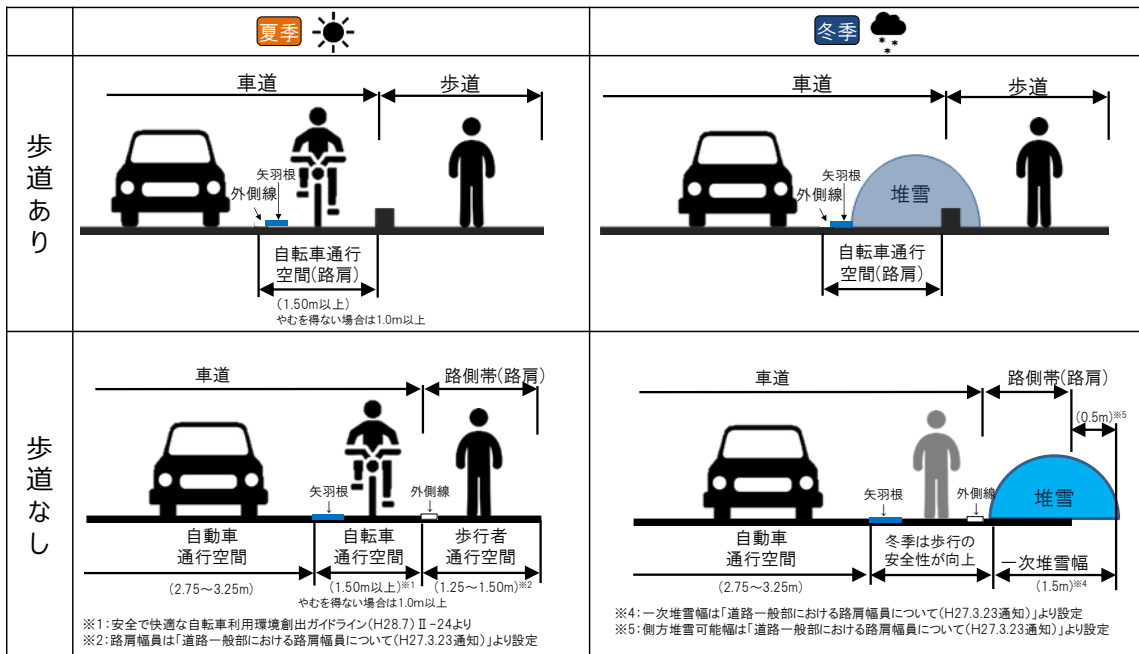
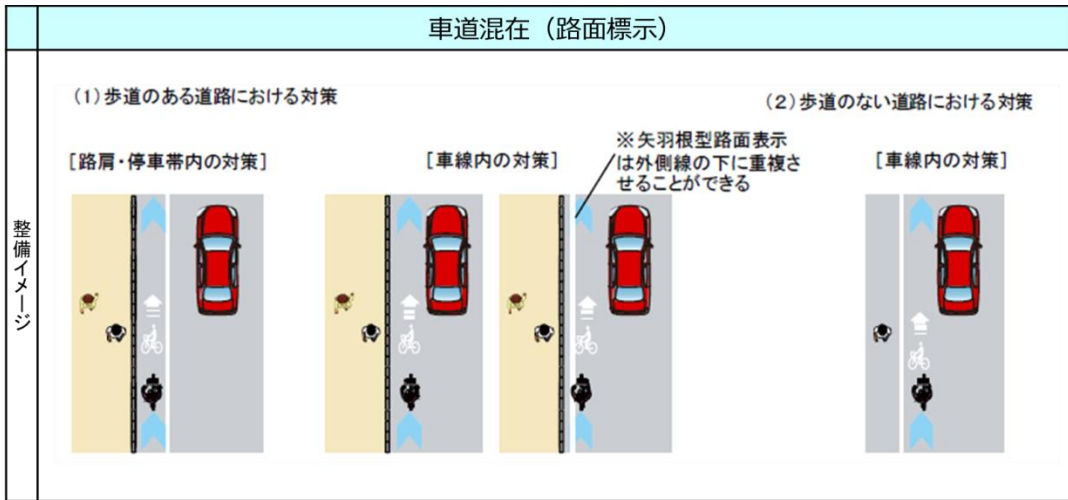


図 3-5 自転車専用通行帯（暫定形態）の整備方針

(3) 車道混在型について



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

図 3-6 車道混在型の整備方針

3. 自転車通行空間の設計の基本的な考え方

(1) 路面等について

車道端部の路面については、自転車の安全性を向上させるため、平坦性の確保、通行の妨げとなる段差や溝の無い構造となるよう努めます。

なお、必要に応じて、歩車道境界ブロックについてエプロン幅が狭く、自転車走行空間を広く確保できるものを採用するなど、出来る限り走行性能を妨げないよう留意します。

特に、排水施設の溝は、自転車走行時にタイヤのはまり込みが無いように、極力歩車道境界ブロックに近づけて設置することとします。

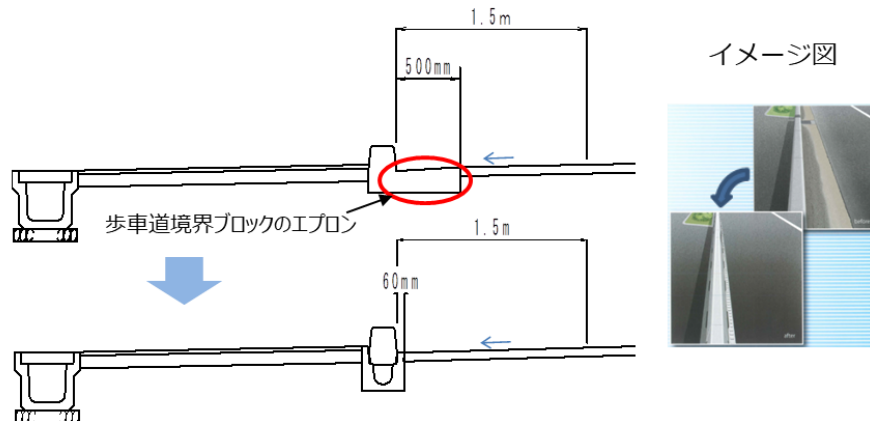


図 3-7 車道端部の設計の基本的な考え方 (事例)

(2) 橋梁伸縮装置について

橋梁の伸縮装置については、長大橋などでは遊間が大きくなるフィンガージョイント等の縦に隙間ができる構造を避けるなど、タイヤの細いスポーツタイプの自転車の安全な走行にも配慮した構造とします。

【一般的なジョイント】



進行方向に溝があり、タイヤの細い自転車では挟まったり、ハンドルを取られる可能性がある。

【安全性に配慮した構造の事例】



横断方向の狭い溝のみの構造にすることで安全性・走行性が向上する。

図 3-8 橋梁伸縮装置での配慮した構造（事例）

(3) 橋梁・トンネルにおける路肩の縮小規程の扱い

- ・ 橋梁（橋長 100m以上の長大橋を含む）について、自転車道又は自転車通行帯を設けない場合は、路肩の幅員を一般部同様とし、冬期路肩の縮小等を行わず 1.5m以上確保することを基本とします。
- ・ トンネルについて、自転車道又は自転車通行帯を設けない場合は、路肩の幅員を 1.0m以上^{*}確保することを基本とします。

^{*}歩道のある車道混在型において外側線の外側に確保することが望ましい幅
(安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインⅡ-20)

(4) 矢羽根型路面標示について

ネットワーク計画路線上で道路改良等（道路幅員を拓げるための用地買収を伴う事業を想定）を行う場合の矢羽根型路面標示の間隔は、「ナショナルサイクルルートにおける望ましい走行環境」（国土交通省自転車活用推進本部）に基づき、都市部（DID 地区）においては 10m間隔、郊外部（DID 地区外）においては 100m間隔を基本とします。

4. ルートにおける整備事例

(1) 整備事例①

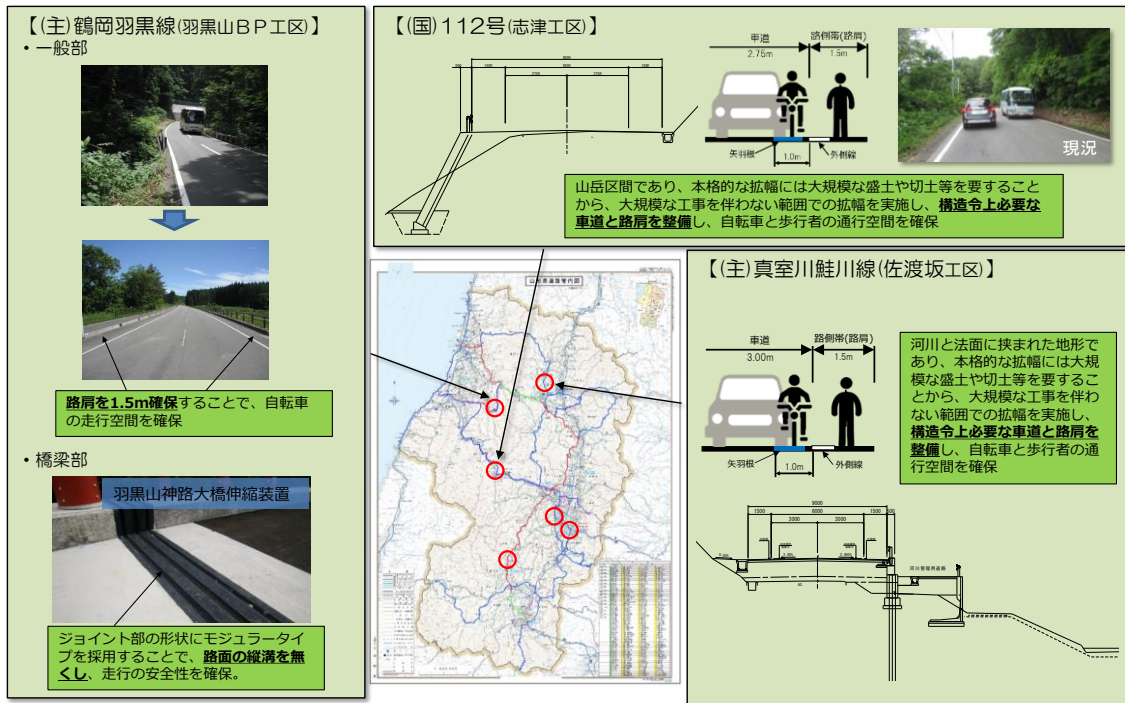


図 3-9 県管理道路における整備事例①

(2) 整備事例②

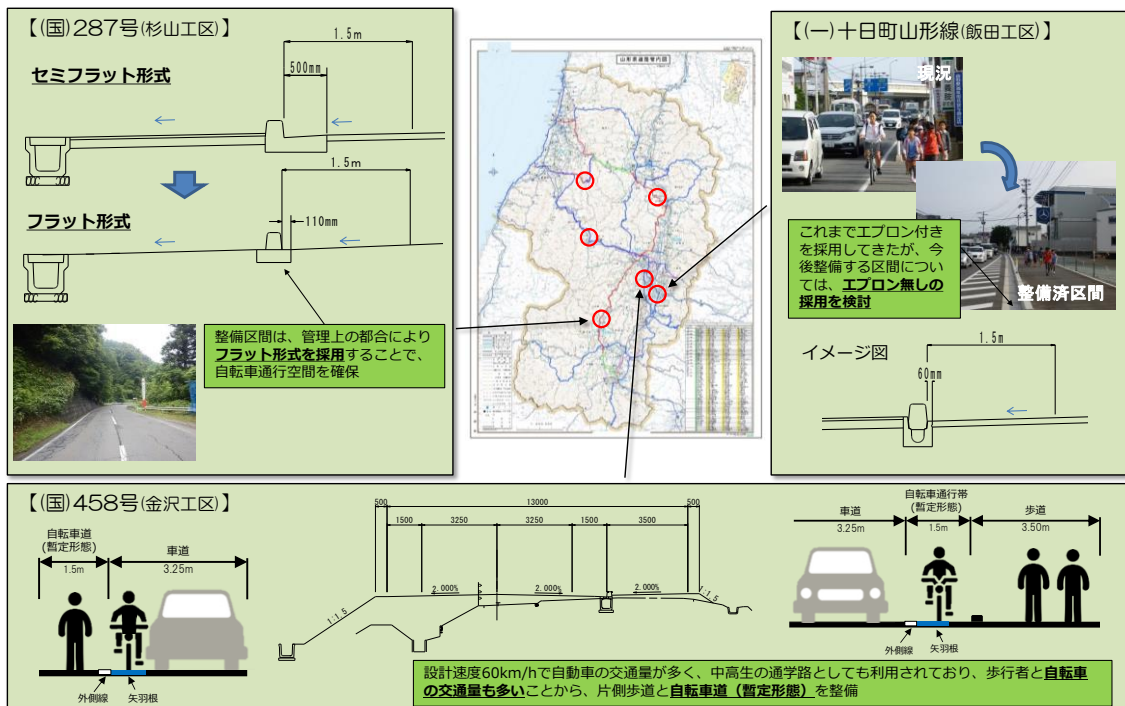


図 3-10 県管理道路における整備事例②

IV. ルートにおける案内看板、路面標示等案内施設の整備及び管理方針

1. ルート案内看板の整備方針

(1) 案内看板の設置基本方針

ルートの案内は、冬期の除雪によって路面標示が切削されるため、既設道路付属物（道路標識・道路照明等）支柱への「案内看板シール」の貼り付けを標準とします。

ただし、貼り付けスペースが十分に確保できない場合は、既設支柱またはガードレールに別途案内看板を添架（図 4-2 参照）するものとします。

案内地点	設置基本方針
交差点	<p>ルートが右左折で分岐する交差点で【予告】【分岐】【確認】の案内看板シールを双方向に設置するものとする。</p> <p>【①予告】: 交差点の300m程度手前に設置するものとする。</p> <p>【②分岐】: 左折時には交差点手前の道路付属物に、右折時には交差点の手前又は奥側いずれかの道路付属物に設置するものとする。</p> <p>【⑤確認】: 交差点から50m程度先に設置するものとする。</p>
④単路部	平野部・山間部に限らず概ね5km間隔で双方向に設置するものとする。
⑤目的地 (経路地) 周辺部	目的地(経路地)の500m～5km程度手前に設置するものとする。
⑥ヒルクライム ルート	<p>ヒルクライムルートの単路部には、ルート案内に現在地標高を併記するものとする。</p> <p>※想定しているヒルクライムルートはC-1(六十里街道区間)、C-2、C-5、C-7、C-9</p>

図 4-1 ルート案内看板の設置基本方針

(2) 案内看板の標準仕様

ルート案内看板（シール）は大きさ・表記内容は、下記縦型を標準とします。

自転車ピクトグラム、進行方向、ルート番号を表示し、さらに予告案内には予告標識を併記するものとします。背景色は一般的な道路標識に倣い青色を標準*とします。

また、目的地（経由地）周辺部およびヒルクライムルートにおける案内看板（シール）の大きさ・表記内容は、下記を標準とします。

案内看板（シール）の設置高さは、サイクリストの視線高さを考慮し路面から150cmを標準とします。



図 4-2 案内看板の標準仕様

(3) 現場状況に応じたルート案内看板の設置

標準仕様のほか、現場状況に応じ下記の案内看板を設置するものとします。

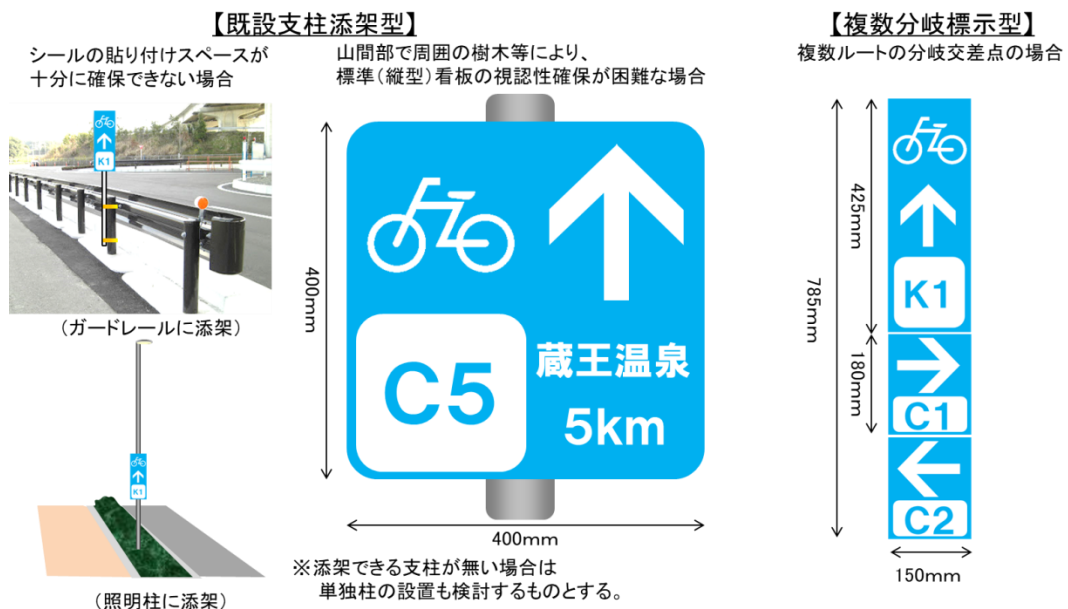


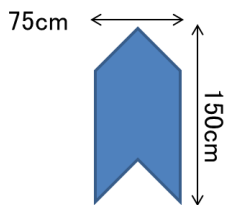
図 4-3 状況に応じたルート案内看板

2. 路面標示（矢羽根）の整備方針

(1) 路面標示（矢羽根）の標準仕様

車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、安全な走行環境を確保するため、「矢羽根型路面表示」を設置するものとします。

また、歩道の有無および路肩幅により、下記3パターンのおり設置するものとします。



市街地を想定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7 国土交通省道路局・警察庁交通局)」を準用。色は、ガイドラインに基づき青色を標準とするが、景観保全の観点から適切でない場合は、個別に検討できるものとする。

配置位置	歩道なし	歩道あり	
		路肩が1.0m未満	路肩が1.0m以上
	<p>※車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる</p>	<p>※路肩幅から1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※矢羽根が外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重複させて設置できるものとする。 ※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>	<p>※路肩幅から1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※矢羽根が外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重複させて設置できるものとする。 ※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>

図 4-4 路面標示（矢羽根）の標準仕様

(2) 路面標示（矢羽根）の設置地点

ルート上の県管理道路においては、①主要な交差点の分岐後、②急カーブの手前、③トンネルの入口手前への設置を基本とし設置間隔は 10m を標準とします。

①主要な交差点	②急カーブ内側	③トンネルの入口
<p>主要な交差点には、交差点の分岐後に10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的：ルートの分岐後、起点となる位置に矢羽根を設置し、ドライバーやサイクリストにルートが始まることを意識付ける</p>	<p>急カーブ内側の手前には、前後の状況※に応じて、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>※視距がない山間部の上り区間を想定</p> <p>目的：急カーブでは自動車が内側に寄って通行する場合や、見通しが効かない場合が多いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>	<p>トンネル入り口手前には、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的：トンネルは路肩が狭い箇所が多く、暗いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>

図 4-5 路面標示（矢羽根）の設置地点

3. 案内看板及び路面標示（矢羽根）の設置イメージ

ルート of 双方向で案内看板（シール）、矢羽根を設置します。

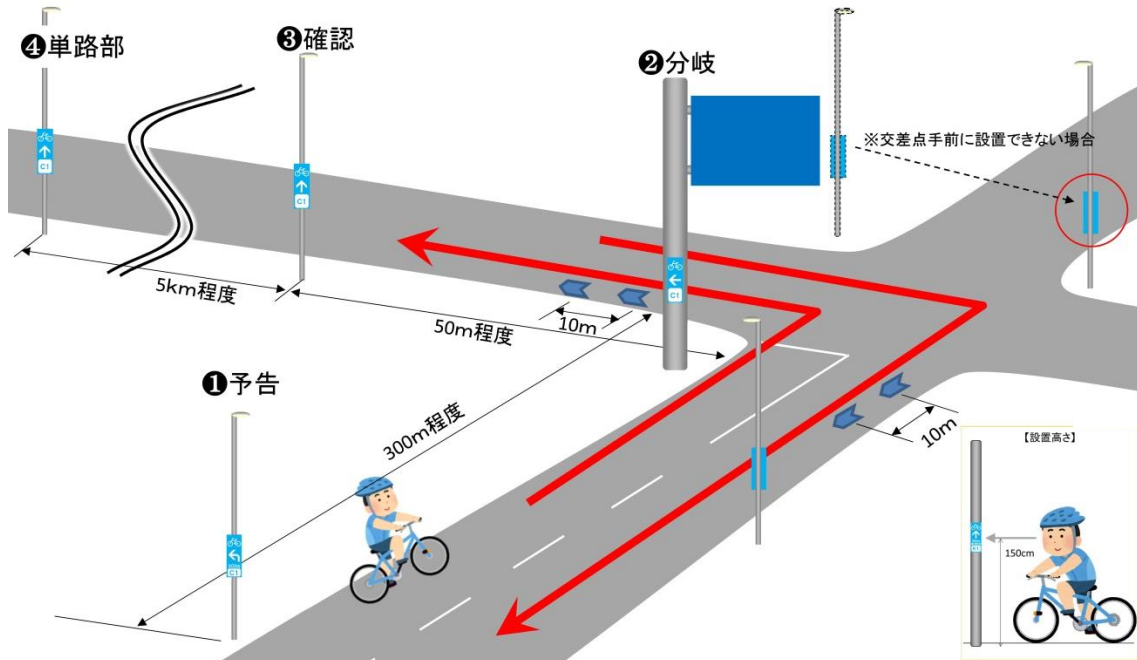


図 4-6 案内看板及び路面標示（矢羽根）の設置イメージ

4. 自転車の安全な通行に配慮した道路管理

自転車利用の視点に立った道路管理を強化します。

路面状況の改善	段差・横断構造物の改善	危険箇所の改善
<p>山形県の自転車道の現況</p> <p>昭和59年に完成後 大規模な改修なし</p> <p>整備例</p> <p>自転車道の両端にブルーラインを表示した事例</p> <p>出典：和歌山県自転車活用推進計画に示す加筆</p>	<p>ルート上の横断側溝等、通行の妨げとなる段差や溝の解消に努める</p> <p>街渠をエプロン幅の狭いタイプに変更し、自転車通行空間を広く確保した事例</p> <p>整備例</p> <p>従来型</p> <p>改善型</p> <p>出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p>	<p>トンネル内走行注意</p> <p>トンネル部における安全確保のため、注意喚起標識を設置した事例</p> <p>出典：ナショナルサイクルルート制度(国土交通省)</p> <p>マンホールの蓋に滑り止め加工を施した事例</p> <p>出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p> <p>注意</p> <p>ドライバーに対し、自転車通行への注意喚起を促す標識の事例</p> <p>福島県 松原周辺道路</p> <p>奈良県</p>

図 4-7 自転車の安全な通行に配慮した道路管理



1. サイクルツーリズムに関する取組み状況

本県では、「おもてなし山形県観光条例」に基づき、平成27年3月に策定した、おもてなし山形県観光計画（計画期間：平成27年4月から令和2年3月）において、精神文化、食・温泉、山岳・森林、産業、スポーツの5つのツーリズムを重点推進テーマとして設定し、スポーツツーリズムを構成する要素の1つとして、サイクルツーリズムの取組みを進めてきました。

また、令和2年3月に策定した、第2次おもてなし山形県観光計画（計画期間：令和2年4月から令和7年3月）では、集中、重点、加速化して取り組むリーディングプロジェクトとして、ICT等を活用したインバウンド拡大の加速化、稼ぐ観光地域づくりによる地域活性化、各種ツーリズムの推進を掲げ、各種ツーリズムとして、引き続き、サイクルツーリズムなどのスポーツツーリズムの取組みを推進しています。

これまでの取組み内容としては、グリーン期のインバウンド誘客拡大のため、平成29年度からスポーツツーリズム戦略的促進事業を実施し、福島県や新潟県をまたぐコースを含むサイクリングモデルコースの造成や旅行商品の造成等を行いました。さらに、令和2年度には、サイクリスト受入態勢強化のためのセミナーの開催及び県観光ポータルサイト「やまがたへの旅」等を活用した情報発信を行いました。

今後、サイクルツーリズムを一層推進するため、広域的なサイクリングモデルルートにおける自転車通行空間、案内看板・路面標示の整備状況を踏まえ、これまでの取組みの成果を活かしながら、サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進を図っていく必要があります。

2. サイクリストの受入環境の整備

国は、自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。この制度では、サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たすサイクリングルートを対象としてナショナルサイクルルートを指定します。「受入環境」に関する要件としては、ゲートウェイの整備、サイクリストが安心して宿泊可能な環境、いつでも休憩できる環境、自転車トラブルに対応できる環境などが示されています。

本県においては、ナショナルサイクルルートの要件などを参考に、道の駅でのサイクルラック等の施設整備支援の実施とともに、広域的なサイクリングモデルルート沿いの宿泊施設、観光立寄施設等の民間事業者を中心に、受入環境

の対応ポイントや参考となる事例についての情報発信を行い、受入環境整備に対する機運醸成を図ります。



図 5-1 ナショナルサイクルルートの制度の事例

3. 本県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報発信

ナショナルサイクルルートに指定されたサイクルツーリズムの先進地では、専用サイトを整備し、ルートや距離、高低差等のルート自体の情報と合わせて、ルート沿線のグルメや宿泊施設等も紹介するなど、サイクリストの必要な情報が一元的に得られるような取り組みを行っています。このように、サイクリスト誰もが、どこでも容易に情報が得られる環境を整備することが重要です。

本県では、広域的なサイクリングモデルルートの設定を契機として、自転車通行空間や案内看板・路面標示等の整備状況も踏まえながら、本ルートを巡る観光コンテンツの磨き上げを行うとともに、令和2年12月に全面刷新を行った県観光ポータルサイト「やまがたへの旅」内に専用サイトを作成し、一元的な情報発信を図ってまいります。



図 5-2 「四国一周 1,000km ルート」の事例
(出典：四国一周サイクリングホームページ)

4. 観光立県の推進方針

サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県推進のため、受入環境整備の機運醸成の取組みを展開し、受入環境充実によるサイクルツーリズムの魅力を向上するとともに、魅力的な観光資源とセットにしたサイクリストへの情報発信の取組みにより、誘客を促進します。

サイクリストの入込の増加は、民間企業を中心とした受入環境の機運を向上する要因となり、更なる受入環境の充実・拡大につながることを期待されます。このような好循環を創り出すことで、観光立県の推進を図ります。



図 5-3 サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進（イメージ）

（想定する取組み内容）

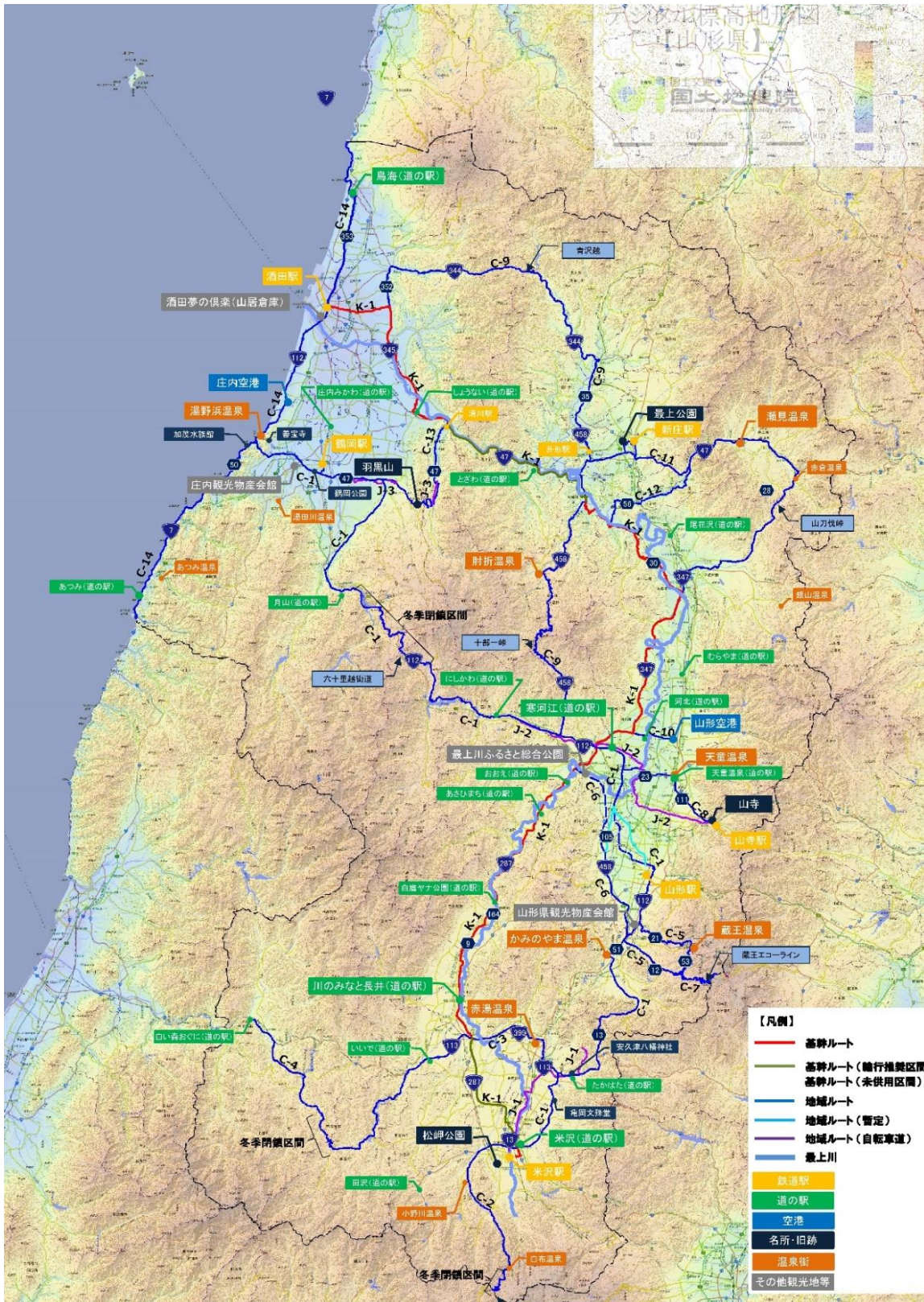
<p>①サイクリストを受け入れるための機運を醸成し、受入環境の整備を推進</p>
<p>受入環境の対応ポイントや参考となる事例についての情報発信や道の駅でのサイクルラック等の施設整備を支援。</p> <p>（取組みの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設等に対する受入環境向上のための情報発信 ・ 道の駅を対象とした受入環境整備に対する支援
<p>②本県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報発信</p>
<p>県観光ポータルサイトを中心に、広域的なサイクリングモデルルート沿いの観光資源と受入環境の情報を織り交ぜ、本県サイクルツーリズムの魅力発信。</p> <p>（取組みの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデルルートを活用したサイクリスト向けの特集記事などによる魅力発信 ・ ビューポイント、サポート施設等を記載したサイクリングマップの作成
<p>③サイクリングイベント開催に必要な行政手続きの円滑化を推進</p>
<p>サイクリングイベント開催に係る主催者の負担を軽減するため、各種許可申請手続きの円滑化を推進。</p> <p>（取組みの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請上のポイントを県のホームページに掲載するなど負担軽減を図る

VI. 山形県自転車ネットワーク計画（位置図、路線一覧）

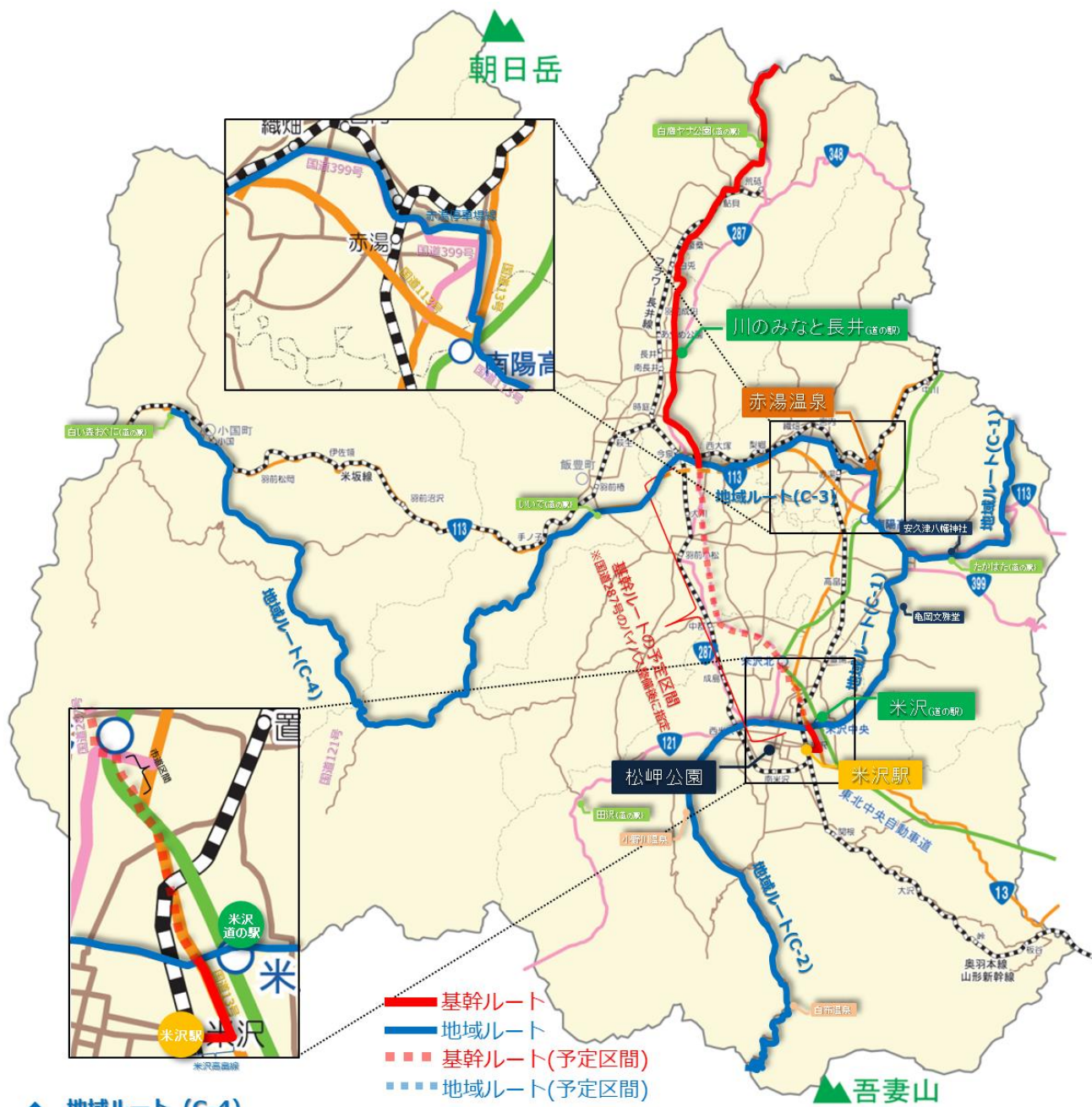


(1) 位置図

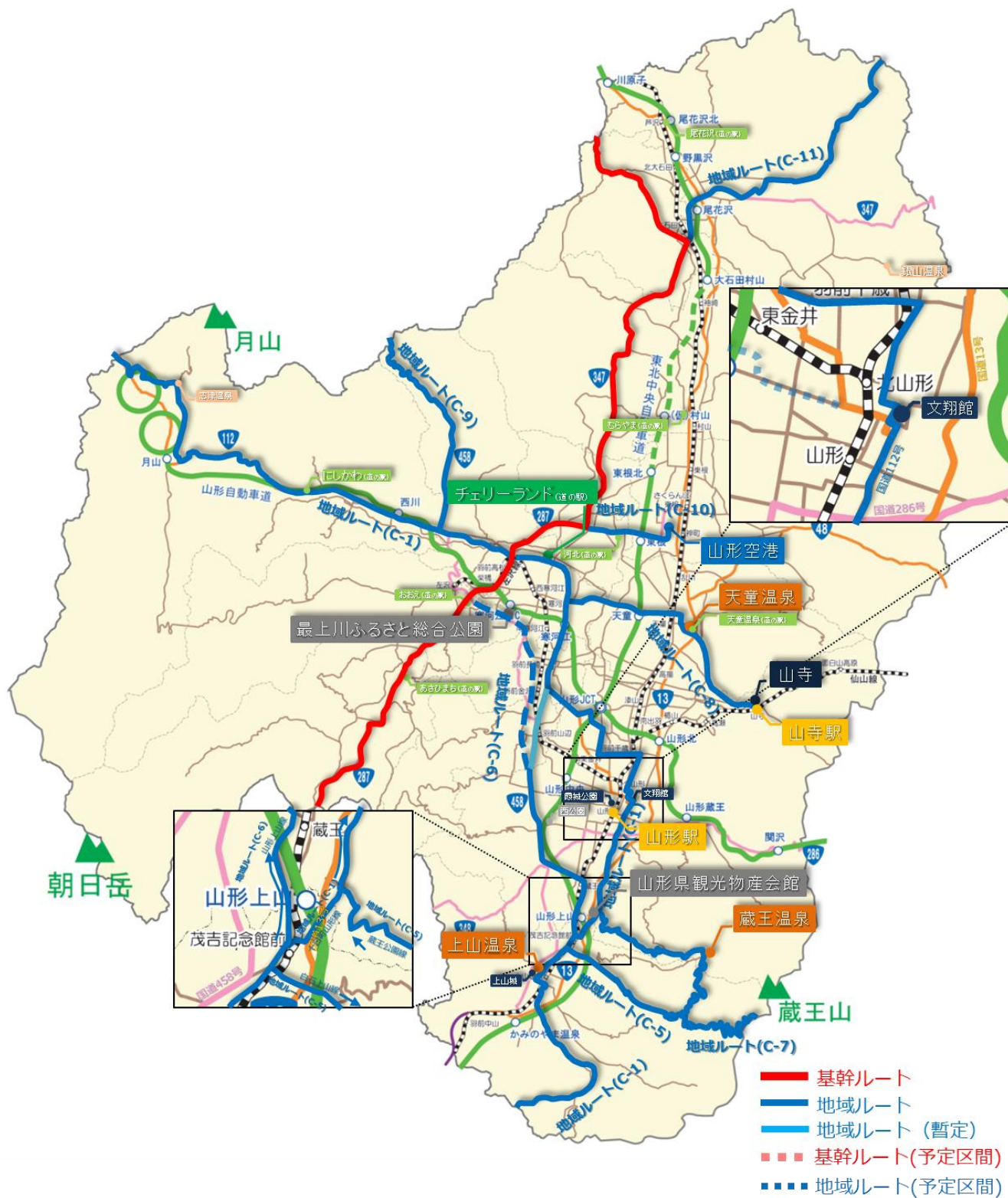
県全域位置図



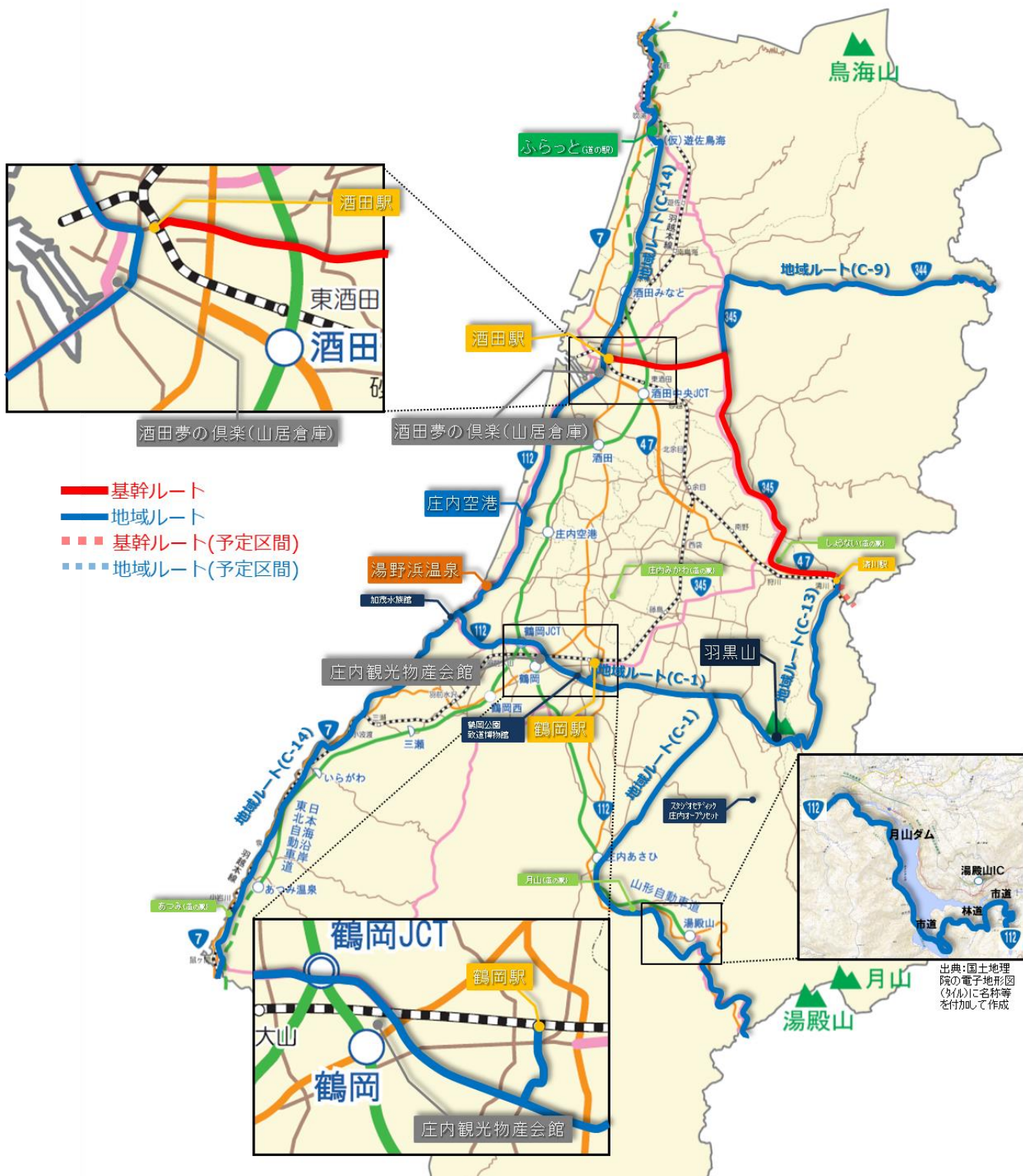
地域別位置図【置賜地域】



地域別位置図【村山地域】



地域別位置図【庄内地域】



(2) 路線一覧 【基幹ルート】

【基幹ルート(K1)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高畠線	山形県	置賜	米沢市下花沢	米沢市花沢	0.5	車道混在
2	国道13号	国土交通省	置賜	米沢市花沢	米沢市中田町	4.0	車道混在
3	市道	米沢市	置賜	米沢市中田町	米沢市窪田	1.0	車道混在
4	国道121号	山形県	置賜	米沢市窪田	米沢市窪田町小瀬	0.3	車道混在
5	国道287号 【整備中区間あり】	山形県	置賜	米沢市窪田町小瀬	長井市舟場	22.3	車道混在
6	(一)勸進代舟場線	山形県	置賜	長井市舟場	長井市五十川	3.8	車道混在
7	(主)長井大江線	山形県	置賜	長井市五十川	白鷹町高岡	8.9	車道混在
8	(一)深山下山線	山形県	置賜	白鷹町高岡	白鷹町下山	0.5	車道混在
9	国道287号	山形県	置賜	白鷹町下山	白鷹町大瀬	22.3	車道混在
置賜管内 小計						63.6	
10	国道287号	山形県	村山	朝日町杉山	河北町谷地	28.4	車道混在
11	国道347号	山形県	村山	河北町谷地	大石田町今宿	22.4	車道混在
12	(一)大石田土生田線	山形県	村山	大石田町今宿	大石田町大石田	0.6	車道混在
13	(主)大石田畑線	山形県	村山	大石田町大石田	舟形町堀内	10.0	車道混在
村山管内 小計						61.4	
14	(主)大石田畑線 【(一部)輸送推奨区間あり】	山形県	最上	舟形町堀内	新庄市本合海	16.9	車道混在
17	国道47号 【輸送推奨区間あり】	国土交通省	最上	新庄市本合海	戸沢村古口	18.7	車道混在
最上管内 小計						35.6	
18	国道47号 【(一部)輸送推奨区間あり】	国土交通省	庄内	庄内町肝煎	庄内町刈川	6.6	車道混在
19	国道345号	山形県	庄内	庄内町刈川	酒田市生石	15.8	車道混在
20	(一)生石酒田停車場線	山形県	庄内	酒田市生石	酒田市旭新町	8.0	車道混在
庄内管内 小計						30.4	
基幹ルート(K1) 合計						191.0	

(3) 路線一覧 【地域ルート】

【地域ルート(C1)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高畠線	山形県	置賜	米沢市花沢	高畠町高畠	12.4	車道混在
2	国道399号	山形県	置賜	高畠町高畠	高畠町高畠	1.1	車道混在
3	国道113号	山形県	置賜	高畠町高畠	高畠町二井宿	6.6	車道混在
4	(一)櫛下高畠町	山形県	置賜	高畠町二井宿	高畠町二井宿	6.6	車道混在
置賜管内 小計						26.7	
5	(一)櫛下高畠町	山形県	村山	上山市櫛下	上山市櫛下	4.3	車道混在
6	(主)上山七ヶ宿	山形県	村山	上山市櫛下	上山市石崎	12.5	車道混在
7	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市石崎	上山市弁天	1.2	車道混在
8	(主)山形上山線	山形県	村山	上山市弁天	上山市金瓶	0.7	車道混在
9	(一)十日町山形線	山形県	村山	上山市金瓶	山形市飯田	5.5	車道混在
10	国道112号	国土交通省	村山	山形市飯田	山形市七日町	4.6	車道混在
11	(主)山形山寺線	山形県	村山	山形市七日町	山形市旅籠町	0.3	車道混在
12	(主)山形天童線	山形県	村山	山形市旅籠町	山形市落合町	3.7	車道混在
13	(一)大野目内表線	山形県	村山	山形市落合町	山形市嶋北	2.6	車道混在
14	(主)山形羽入線	山形県	村山	山形市嶋北	山形市檀野前	1.6	車道混在
15	(一)中野長町線	山形県	村山	山形市檀野前	山形市北田	1.5	車道混在
16	(一)大森中野線	山形県	村山	山形市北田	山形市中野	1.5	車道混在
17	国道112号	国土交通省	村山	山形市中野	西川町月山沢	39.0	車道混在
18	国道112号(旧道)	山形県	村山	西川町月山沢	西川町志津	12.9	車道混在
村山管内 小計						91.9	
19	国道112号(旧道)	山形県	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	12.6	車道混在
20	(市)岩ノ下線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	0.2	車道混在
21	(林)一枚畑線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市田麦俣	2.0	車道混在
22	(市)一枚畑線	鶴岡市	庄内	鶴岡市田麦俣	鶴岡市上名川	1.4	車道混在

23	(市)八久和線	鶴岡市	庄内	鶴岡市上名川	鶴岡市上名川	4.0	車道混在
24	国道112号	国土交通省	庄内	鶴岡市上名川	鶴岡市下名川	6.1	車道混在
25	(主)余目温海線	山形県	庄内	鶴岡市下名川	鶴岡市松根	2.9	車道混在
26	庄内東部広域農道 (庄内こばえちャライン)	鶴岡市	庄内	鶴岡市松根	鶴岡市羽黒町大口	11.0	車道混在
27	(一)中川代川尻余目線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町大口	鶴岡市羽黒町市野山	1.3	車道混在
28	(主)鶴岡羽黒線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町市野山	鶴岡市美咲町	0.0	車道混在
29	国道112号	山形県	庄内	鶴岡市美咲町	鶴岡市加茂	0.0	車道混在
庄内管内① 小計						41.5	
30	(一)梳代鶴岡線	山形県	庄内	鶴岡市昭和町	鶴岡市末広町	1.9	車道混在
庄内管内② 小計						1.9	車道混在
庄内管内 小計						43.4	
地域ルート(C1) 合計						162.0	

【地域ルート(C2)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)米沢高畠線	山形県	置賜	米沢市花沢	米沢市金池	1.2	車道混在
2	(一)米沢環状線	山形県	置賜	米沢市金池	米沢市徳町	1.1	車道混在
3	国道121号	山形県	置賜	米沢市徳町	米沢市館山	3.3	車道混在
4	(一)綱木米沢停車場線	山形県	置賜	米沢市館山	米沢市築沢	2.0	車道混在
5	(一)綱木小野川館山線	山形県	置賜	米沢市築沢	米沢市立石	7.3	車道混在
6	(主)米沢猪苗代線	山形県	置賜	米沢市立石	米沢市関	16.4	車道混在
置賜管内 小計						31.3	
地域ルート(C2) 合計						31.3	

【地域ルート(C3)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道113号	山形県	置賜	高島町高島	高島町深沼	2.8	車道混在
2	国道13号	国土交通省	置賜	高島町深沼	高島町深沼	0.6	車道混在
3	国道113号	山形県	置賜	高島町深沼	南陽市赤湯	2.3	車道混在
4	(一)南陽川西線	山形県	置賜	南陽市赤湯	南陽市赤湯	0.3	車道混在
5	(一)赤湯停車場線	山形県	置賜	南陽市赤湯	南陽市三間通	1.2	車道混在
6	国道399号	山形県	置賜	南陽市三間通	南陽市羽付	5.1	車道混在
7	国道113号	国土交通省	置賜	南陽市羽付	南陽市梨郷	4.8	車道混在
置賜管内 小計						17.1	
地域ルート(C3) 合計						17.1	

【地域ルート(C4)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道113号	国土交通省	置賜	小国町小国小坂町	小国町町原	4.3	車道混在
2	(主)川西小国線	山形県	置賜	小国町町原	飯豊町須郷	28.6	車道混在
3	(主)米沢飯豊線	山形県	置賜	飯豊町須郷	飯豊町手ノ子	12.7	車道混在
4	国道113号	国土交通省	置賜	飯豊町手ノ子	長井市西大塚	10.6	車道混在
置賜管内 小計						56.2	
地域ルート(C4) 合計						56.2	

【地域ルート(C5)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市弁天	上山市永野	10.6	車道混在
2	(主)山形永野線	山形県	村山	上山市永野	山形市蔵王温泉	8.2	車道混在
3	(主)蔵王公園線	山形県	村山	山形市蔵王温泉	山形市蔵王半郷	11.2	車道混在
村山管内 小計						30.0	
地域ルート(C5) 合計						30.0	

【地域ルート(C6)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)山形上山線	山形県	村山	上山市金瓶	山形市松原	4.2	車道混在
2	(一)蔵王成沢長谷堂線	山形県	村山	山形市松原	山形市長谷堂	2.0	車道混在
3	(市)菅沢二位田線	山形県	村山	山形市長谷堂	山形市菅沢	1.0	車道混在
4	国道458号	山形県	村山	山形市菅沢	山辺町大寺	9.6	車道混在
5	町道	山辺町	村山	山辺町大寺	山辺町山辺	1.4	車道混在
6	町道	中山町	村山	中山町金沢	中山町岡	2.5	車道混在
7	(主)天童寒河江線	山形県	村山	中山町岡	寒河江市平塩	1.8	車道混在
8	国道458号	山形県	村山	寒河江市平塩	寒河江市中郷	4.2	車道混在
村山管内 小計						26.7	
地域ルート(C6) 合計						26.7	

【地域ルート(C7)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)白石上山線	山形県	村山	上山市永野	上山市永野	13.8	車道混在
村山管内 小計						13.8	
地域ルート(C7) 合計						13.8	

【地域ルート(C8)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)天童大江線	山形県	村山	寒河江市新山	天童市老野森	7.5	車道混在
2	(主)山形天童線	山形県	村山	天童市老野森	天童市一日町	1.7	車道混在
3	(一)天童山寺公園線	山形県	村山	天童市一日町	山形市山寺	5.8	車道混在
4	(主)山形山寺線	山形県	村山	山形市山寺	山形市山寺	1.8	車道混在
村山管内 小計						16.8	
地域ルート(C8) 合計						16.8	

【地域ルート(C9)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道458号	山形県	村山	寒河江市宮内	寒河江市幸生	17.5	車道混在
村山管内 小計						17.5	
2	国道458号	山形県	最上	大蔵村南山	鮭川村佐渡	45.6	車道混在
3	(主)真室川鮭川線	山形県	最上	鮭川村佐渡	真室川町新町	7.9	車道混在
4	国道344号	山形県	最上	真室川町新町	真室川町差首鍋	20.1	車道混在
最上管内 小計						73.6	
5	国道344号	山形県	庄内	酒田市上青沢	酒田市市条	19.9	車道混在
6	国道345号	山形県	庄内	酒田市市条	酒田市生石	4.8	車道混在
庄内管内 小計						24.7	
地域ルート(C9) 合計						115.8	

【地域ルート(C10)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(一)山形空港線	山形県	村山	東根市羽入	東根市羽入東	0.6	車道混在
2	国道287号	山形県	村山	東根市羽入東	河北町谷地中央	4.9	車道混在
村山管内 小計						5.5	
地域ルート(C10) 合計						5.5	

【地域ルート(C11)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道347号	山形県	村山	大石田町今宿	尾花沢市横町	6.6	車道混在
2	(主)尾花沢最上線	山形県	村山	尾花沢市横町	尾花沢市市野々	15.0	車道混在
村山管内 小計						21.6	
3	(主)尾花沢最上線	山形県	最上	最上町満沢	最上町富沢	5.6	車道混在
4	国道47号	国土交通省	最上	最上町富沢	新庄市鳥越	27.5	車道混在
5	国道13号	国土交通省	最上	新庄市鳥越	新庄市鳥越	0.3	車道混在
6	(一)新庄長沢尾花沢線	山形県	最上	新庄市鳥越	新庄市福田	4.0	車道混在
7	国道47号	国土交通省	最上	新庄市福田	新庄市本合海	2.3	車道混在
最上管内 小計						39.7	
地域ルート(C11) 合計						61.3	

【地域ルート(C12)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)新庄次年子村山線	山形県	最上	舟形町堀内	舟形町長者原	3.6	車道混在
2	(主)舟形大蔵線	山形県	最上	舟形町長者原	舟形町舟形	3.7	車道混在
3	国道13号	国土交通省	最上	舟形町舟形	舟形町舟形	0.4	車道混在
4	(主)新庄舟形線	山形県	最上	舟形町舟形	舟形町長沢	9.5	車道混在
最上管内 小計						17.2	
地域ルート(C12) 合計						17.2	

【地域ルート(C13)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	(主)立川羽黒山線	山形県	庄内	庄内町清川	鶴岡市羽黒町手向	16.8	車道混在
2	(主)鶴岡羽黒線	山形県	庄内	鶴岡市羽黒町手向	鶴岡市羽黒町市野山	7.1	車道混在
庄内管内 小計						23.9	
地域ルート(C13) 合計						23.9	

【地域ルート(C14)】

番号	ルート(路線名)	道路管理者	地域区分	区 間		ルート延長 (km)	整備形態
				起点(大字)	終点(大字)		
1	国道7号	国土交通省	庄内	鶴岡市鼠ヶ関	鶴岡市三瀬	23.2	車道混在
2	(主)藤島由良線	山形県	庄内	鶴岡市三瀬	鶴岡市加茂	8.6	車道混在
3	国道112号	山形県	庄内	鶴岡市加茂	酒田市千石町	20.0	車道混在
4	(一)吹浦酒田線	山形県	庄内	酒田市千石町	酒田市上本町	0.7	車道混在
5	(主)酒田港線	山形県	庄内	酒田市上本町	酒田市泉町	1.9	車道混在
6	(一)吹浦酒田線	山形県	庄内	酒田市泉町	遊佐町菅里	14.0	車道混在
7	国道345号	山形県	庄内	遊佐町菅里	遊佐町菅里	1.3	車道混在
8	国道7号	国土交通省	庄内	遊佐町菅里	遊佐町菅里	0.6	車道混在
9	国道345号	山形県	庄内	遊佐町菅里	遊佐町吹浦	5.4	車道混在
10	国道7号	国土交通省	庄内	遊佐町吹浦	遊佐町吹浦	2.4	車道混在
庄内管内 小計						78.1	
地域ルート(C14) 合計						78.1	

山形県自転車ネットワーク計画

- 令和3年〇月
- 発行・編集 山形県
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話：023-630-3138（直通）
ホームページ：

參考資料

参考資料 目次

1. 計画策定までの経緯（山形県自転車ネットワーク計画策定検討会）	1
（1）計画策定までの流れ	1
（2）検討会の規約	1
（3）検討会における検討概要（議事）	5



（1） 計画策定までの流れ

山形県自転車ネットワーク計画の策定にあたっては、産学官の委員からなる「山形県自転車ネットワーク計画策定検討会」を設置しています。

（2） 検討会の規約

山形県自転車ネットワーク計画策定検討会規約

（名称）

第1条 本会は、山形県自転車ネットワーク計画策定検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、山形県自転車活用推進計画に基づき、同計画に掲げた目標1、2、3の具体的な取組みとして位置付けた“山形県自転車ネットワーク計画”を検討することを目的とする。

（検討事項）

第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- （1） 広域的なサイクリングモデルルートの設定、整備方針に関する事項
- （2） サイクルツーリズムの推進に関する受入環境の整備方針に関する事項
- （3） その他、目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。

（役員）

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、委員外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(公開)

第7条 検討会は原則として公開とし、検討会資料及び議事要旨は検討会後にホームページ等にて公表する。ただし、特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、別表に掲げる事務局員をもって構成する。

2 事務局は、庶務及び検討会の方針に基づく検討会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

(規約の改正)

第9条 本規約に変更の必要が生じた時は、検討会に諮って変更するものとする。

附則 本規約は令和元年10月28日から施行する。

附則 本規約は令和2年8月7日から施行する。

第4条別表

山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 委員名簿
(敬称略・五十音順)

氏名	役職等	備考
あかまだいしろう 赤間大志郎	山形鉄道株式会社 総務部長	
いしいしんご 石井真吾※1 たぐちひでみ 田口秀美※2	国土交通省 山形河川国道事務所 副所長	
おがわこうじ 小川広治※1 つかもとたかひろ 塚本高弘※2	山形県県警本部 交通部 交通規制課長	
かとうもりまさ 加藤守匡	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部 教授	
かんだなおや 神田直弥	東北公益文科大学 公益学部 学部長	
さいとうなおき 斎藤直樹※1 つちやのりあき 土屋倫朗※2	山形県 観光文化スポーツ部 次長	
すがのたかよし 菅野孝良	株式会社フジドリームエアラインズ 山形空港支店 支店長	
すずきけんいち 鈴木賢一	東北大学大学院 経済学研究科 教授	
つとうまちこ 津藤真知子	株式会社もがみ物産館 専務取締役	
ふくだなおこ 福田直子	公益社団法人山形県観光物産協会 DMO推進室 企画課長	
やましなさおり 山科沙織	The Hidden Japan 代表	

※1 就任期間 令和元年10月28日から令和2年3月31日

※2 就任期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日(行政組織の異動に伴う交代)

第8条別表

山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 事務局名簿

機 関	部 局	役 職	備考
国土交通省 東北地方整備局	山形河川国道事務所	交通対策課長	
山形県	県土整備部	管理課長	事務局長
		道路整備課長	
		道路保全課長	
	観光文化スポーツ部	観光立県推進課長	
		インバウンド・国際 交流推進課長 ^{※1}	
		イン・アウトバウン ド推進課長 ^{※2}	
県警本部 交通部	交通規制課 課長補佐		

※1 就任期間 令和元年10月28日から令和2年3月31日

※2 就任期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日（行政組織改編に伴う名称変更）

(3) 検討会における検討概要（議事）

検討会名	開催年月日	検討事項（議事）
第1回検討会	令和元年11月15日	◆検討会の設立、検討会の進め方の確認 ◆サイクリングモジュール設定の考え方の検討 ◆自転車通行空間の整備・管理方針の考え方の検討 ◆サイクリストの受入環境の現状、取組状況の確認 ◆その他
第2回検討会	令和2年8月7日	◆広域的なサイクリングモジュール（原案）の検討 ◆自転車通行空間の整備・管理方針（原案）の検討 ◆サイクリストの受入環境の整備方針（原案）の検討 ◆その他
第3回検討会	令和2年11月12日	◆山形県自転車ネットワーク計画（案）の検討 ◆その他